**安芸高田市不妊治療費助成事業　変更のお知らせ**

**平成31年 （2019）年4月1日から**

安芸高田市では、平成31年（2019年）4月から不妊治療費助成事業を一部変更する予定です。

* **特定不妊治療費助成事業**

これまで、広島県特定不妊治療支援事業での助成額（体外受精・顕微授精に対し助成）を差し引いた全額を補助していましたが、**1回につき15万円を上限額に変更する予定です。なお対象者の年齢や助成回数の変更はなく、県の助成事業と同様です。**

**また、平成31年（2019年）4月1日以降の申請から適用します。**

**◎助成を受けることができる人**

１．夫又は妻のいずれか一方若しくは両方が、安芸高田市に住所を有する方

２．広島県不妊治療支援事業において承認された方

３．市民税等の滞納のない世帯

**◎実施医療機関**

広島県不妊治療支援事業において指定している医療機関

**◎対象となる治療**

特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）

**◎助成金額**

　　　　1回につき　15万円上限（上限額に自己負担額が満たない場合は自己負担額が上限）

**◎助成回数（通算）**

妻の治療開始時の年齢が39歳以下の場合、43歳になるまで通算6回

妻の治療開始時の年齢が40歳以上の場合、43歳になるまで通算3回

**◎申請期限**

　　　　広島県不妊治療支援事業の決定日から起算して2か月以内に申請した方

**◎申請書類等**

（申請書は、市ホームページからダウンロードできます）

* + 不妊治療費助成申請書
  + 広島県不妊治療支援事業承認決定通知書（写し）
  + 広島県不妊治療助成申請に係る証明書（写し）
  + 領収書（写し）
  + 申請者名義の振込先口座を確認できるもの
  + 印かん

【申請・問い合わせ先】

安芸高田市健康長寿課健康推進係（クリスタルアージョ1階）

電話・お太助フォン：４２－５６３３